

平成23年第5回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成23年12月8日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	高橋卓郎
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	坂井嘉徳
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	川村登志幸	会計管理者	古田浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川博光	議会書記	安藤正和
議会書記	白田慶生		

開議の宣告

○議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。

議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場면을議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 黒田芳弘君と4番 船渡洋子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（遠山利美君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

3番 黒田芳弘君の発言を許します。

○3番（黒田芳弘君）

議席番号3番、市政自民クラブの黒田でございます。9月に自民勢力の結集を願って、改めて会派の結成を呼びかけましたが、中央で野党に下ってしまったこともあってか、自民を名乗ることにいささか抵抗があるようでございまして、6人のスタートとなりましたが、私はこれから自分のポジションというものをしっかりと明確にして活動を続けてまいりたいと思います。

そんな中、今議会が開会したところでございますが、年末を迎え、ふだんにも増して忙しい時期ではございますが、今回はどういうわけか、私も含め8人もの皆さんが通告され、昨日も6人の方々がそれぞれの思いを述べられておりました。ふだん、なかなか聞くことのできないプレミア級の方の御質問もあり、私も関心を持って聞いておりましたが、中には大変大胆な内容もあり、ここに来て急に慌ただしくなってきたようでありますが、そんな喧騒にはかき消されることのないよう私は私としてしっかりと正してまいりたいと思っておりますので、明確な御答弁に御期待を申し上げ、通告してあります3点、13項目について順次質問を進めてまいります。

それでは、まず1点目、ケーブルテレビの視聴格差について質問いたします。

地上デジタル放送については、国の一方的な施策との批判の声などもありましたが、本年7月24

日、ばっさりとアナログ放送がとまり、地デジに完全移行されました。本市においても不視聴地域ができることから、私が議員になってからすぐにこの問題が浮上し、いろんな案がありました。勉強会やさまざまな議論を重ね、現在のCCネットによるケーブルテレビで整備がされ、現在に至っているところでございます。

本巣トンネル以北とその他の一部地域では、テレビを視聴するにはこのケーブルテレビに加入するしか選択肢がなく、現在、最低で月額1,050円を支払って見ているわけであり。放送開始当時、従来のアナログ放送では見ることができたテレビ愛知の放送は番組の中に入っておらず見れなかったわけですが、最近になって同じケーブルテレビ加入者の中でも、一部地域ではテレビ愛知の放送が視聴できるようになったようであり。

そこで、まず1点目でございますが、現在この同じ市域のケーブルテレビの中で、テレビ愛知の放送の視聴ができる場所、できないところについてはどのような状況か、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田敏幸君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、議員御質問の市域のテレビ愛知の視聴状況につきまして回答を申し上げます。

今、議員御指摘のとおり、現在、市内におきましてテレビ愛知の視聴環境に格差が生じております。テレビ愛知は県域放送局であるため、放送対象地域は原則愛知県のみと定められております。しかしながら、県外のテレビ放送局から送信された電波が、放送対象区域を越えて飛んでくる、一般的にはスピルオーバーと呼ばれておる現象によりまして、市の南部地域においては個別アンテナによるテレビ愛知の受信が可能な状況でありまして、多くの方が視聴されていると認識をしております。

ケーブルテレビにおけますテレビ愛知の視聴状況につきましては、スピルオーバーにより個別受信が可能なエリアに限定して再放送しており、市内の真正地域、糸貫地域、及び本巣地域のうち曾井中島、法林寺、文殊、山口の一部においては、平成23年6月1日より視聴が可能となっております。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今の説明では、南部地域、主に南部地域では視聴できるようになったが、北部では見れないということですが、なぜ、このような状況になるのかよくわからないわけですが、また、なぜ、このような不公平な状況を放置しているのか、大変疑問に思います。この今の状況を行政としてどうとらえているのか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

ただいまのケーブルテレビにおけます地域間格差の原因と行政としての考え方についてお答えをいたします。

ケーブルテレビ事業につきましては、他の放送局の放送を受信し、再放送という形式で放送をいたしておりますが、放送法第11条の規定によりますと、「放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない」という規定がされておまして、県域外への再放送となるテレビ愛知についても、民放各社の同意が必要となっております。ケーブルテレビ事業を行う中部ケーブルネットワークによりますと、各放送事業者に対しテレビ愛知の再放送についての同意を要請したところ、市南部の個別受信が可能なエリアについてのみ同意が得られ、個別受信エリア以外への同意は拒否されたため、当面、南部地域で先行して再放送をしていることとしております。なお、個別受信エリア以外の北部地域については、現在のところ見込みが立たない状況であり、今後、行政からの支援をお願いしたいということでもあります。

市としましては、地域の歴史的経緯、経済圏、文化的一体性、地理的状况からかんがみても、愛知県との結びつきが強く、また、アナログ放送においては過去適法に再放送同意を得て視聴していた経緯もあり、従前から市民がなれ親しんできた視聴習慣を尊重しまして、デジタル放送においても市内全域で同じ視聴環境となるように考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

3点目に移りますが、アナログ放送から地デジ放送への移行を受け、テレビ放送が受信できない地域が存在するため、この本巢市は住民サービスの観点から行政としてかわり、整備費用も負担してきたわけでございます。同じ市域の中で、同じこのケーブルテレビの中で利用間格差が生じないよう、このテレビ愛知の視聴は当然のこと、統一したサービスや受信の提供が受けられることが基本であると考えますので、今のこの状況を早期に解消するよう求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

ただいまの質問は、地上デジタル化に伴う地域間格差の解消への考え方ということにつきましてですが、テレビ愛知の視聴環境格差の問題につきましては、地上デジタルテレビ放送移行により生じた新たな格差であり、地上デジタル化による弊害だというふうに考えております。

市としましては、事業開始当初から、ケーブルテレビ事業者に対しまして、市内全域でのテレビ愛知のデジタル再放送を強く要請をしまりました。しかしながら、現行法制度の中において民

間事業者間の交渉結果は、民放各社の同意が得られず、市南部地域のみでの再放送となっているところであります。

ケーブルテレビ事業における区域外再放送の問題は、基本的には民間事業者間で解決すべき問題でございますが、共通の問題を抱えます近隣自治体と連携を図りながら、関係機関に対しまして引き続き要望をしてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

それしかないと思いますので、なるべく早期の対応をよろしくお願いします。

2点目に移ります。

学校給食費の滞納問題の解消について質問いたします。

まず、学校給食については、学校給食法というものがあり、その中で、11条でございますが、実施に必要な施設設備並びに運営にかかわる経費については自治体の負担とする。その他、つまり食材費用については保護者の負担とすることが明記をされております。

次に、現在の学校給食費の問題点についてでございますが、学校給食は無償で与えられるものではなく、さきに述べたよう、その費用は保護者が負担することとしております。

しかしながら、昨今、支払う余裕があるにもかかわらず、意図的に支払わない保護者が問題視されており、近年、テレビ番組の特集などでも多く取り上げるようになりました。支払わない保護者の言い分としては、本来、義務教育の意味は、親が子どもに教育を受けさせる義務を負っているの意味を取り違え、義務教育だから払う必要がないといったものや、給食の契約を結んでいない、また高級車を乗り回しているながら、払う余裕がないなどが多いとのこととあります。中には、催促に来るのは、まるで借金取りみたいだとか、給食の提供を停止できるのならしてみせるべきだなどと、開き直った発言も報道されております。

また、生活保護を受けている世帯では滞納するケースが多いということであるが、給食費用の上乗せ支給制度が周知されていないとの指摘もあります。再三の支払い催促を無視する者がおり、最悪な例では、回収に来た職員を殴る保護者までいるようであります。

ここで、少し古くはなりますが、2007年1月14日、資料-1にありますよう文部科学省は初の全国調査を公表し、2005年度の小・中学校の滞納総額が22億円超になることが明らかになりました。滞納者数は約10万人で、100人に一人が滞納していたこととなります。その理由として、滞納があった学校の6割が、保護者の責任感や規範意識が原因とし、経済的に払えるのに払わない保護者の存在が改めて浮き彫りになり、保護者のモラルの低下が指摘されております。文科省は、滞納が目立つ市町村や学校があり、給食の運営に支障が生じる可能性があるとして、問題の解消に取り組むよう各自治体に通知したとしております。

そこで、まず1点目でございますが、本市において、学校給食費の滞納について、傾向や近況に

ついてはどのようなのか、お尋ねいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

ただいま御質問ございました学校給食費の滞納の傾向、それから近況ということでございますが、まず、学校給食費の滞納率でございますが、議員が今御引用されました2005年度のデータでございますが、これでいきますと、全国では0.5%の滞納率ということになっております。それで、近いところの数字で、私ども本巢市でございますが、2006年度でございますが、これが0.4%ということとなっております。それ以降につきましては、徐々ではございますが増加傾向にあるというところでございます。

また、滞納繰越額でございますが、20年度分につきましては135万3,000円ほど、それから21年度分が124万1,000円ほど、22年度分につきましては139万8,000円ほどということとなっております。

以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

今、増加傾向ということではありますが、もし滞納者の中に生活の困窮を理由にする人がいるとすれば、親の義務であり、かわいい我が子が食べる給食費さえ払えないというのなら、市はもっと別の手厚い手当をするべきだとも思いますが、滞納者の中にも、その実態については、事情や理由などはさまざまかと思いますが、その点についてはどのように把握されているのか、お尋ねします。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

ただいま御質問ございました滞納者の方の滞納の御事情だという御質問だとございますが、こういったものの事情の把握ということにつきましては、特に私ども行ってはおりません。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

確認をしときたいんですが、滞納理由や事情には関係なく、公平に滞納徴収をしてると理解すればよろしいですか。

○議長（遠山利美君）

川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

はい、そのとおりでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

2点目に移ります。

現在はこの滞納問題についてはどのような対策を行っているのか。また、どのような徴収方法をしてるのか、お尋ねいたします。

○議長（遠山利美君）

川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

2点目の現在の対策と滞納者への徴収方法ということでございますが、現在、給食費につきましては、まず最初でございますが、保護者の銀行口座からの引き落としをするということで徴収をさせていただいております。それで、滞納世帯の対応ということでございますが、毎月の徴収日以降、未納の有無の確認をした後、給食センターのほうから口座振替不能通知書、これを送付させていただいております。

それでも納入されない場合につきましては、再度、給食センターから今度該当する世帯に電話で納入を依頼したり、また、学校の協力をいただきまして、未納通知書を送付するとともに、学校からも納付の依頼を重ねて行っておるところでございます。

本当はここで終わればよろしいんですが、さらに、それでもというときには、学校の個別懇談会後、こういったところに、滞納世帯の保護者の皆さんとの面談の時間、こういったものを設けさせていただきまして、滞納分の納入計画、こういったことの確認、こういったことをするなどして、滞納者の接触の機会を少しでもふやして、徴収できるよう取り組んでおるところでございます。

それでも納入されていない場合につきましては、戸別訪問、こういったことにも取り組んで、滞納額が大きくなるように、早い時期での徴収に努めております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

今、努力をしていることはよくわかりましたが、この決算資料で年度末の累計を見ると、21年度の1,216万円に比べ、22年度は1,072万円と、144万円減っております。滞納分の徴収については、大変な市の中、担当する職員の努力は私は認めてあげてほしいと思います。

しかしながら、滞納繰越金額を見てみますと、初めに言われたように、17年度からの76万円から

徐々にふえ続け、メディアが社会問題として報道が目立つようになったことが悪影響してか、20年度には約135万円と急増いたしまして、22年度には142万円まで増加しております。

これにつきましては、同じ人が滞納を繰り返しているのか、滞納者の数が広がっているのかはよくわかりませんが、数字だけを見て判断すると年度ごとの未納は増加傾向でありまして、払わない人が広がっているのではないかとということも考えられます。現在の対策や徴収方法だけでは、職員が幾ら頑張っても、徴収して減らしても、一方でまた新しい滞納が始まり、滞納がなくなることはないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

努力を認めていただけるということで、これは本当にありがたく思います。

ただ、効果という点で御質問いただきまして、今の対策ではどうかということだというふうに思いますが、現在の対策につきましては、先ほどスタートの段階から戸別訪問まで御説明させていただきましたが、その中で1点、学校の個別懇談後の滞納世帯の保護者との面談、これでございますが、こうして滞納者との面接の機会を少しでもふやして徴収につなげたいといった取り組みにつきましては、昨年より取り組み始めた新しい取り組みでございまして、それまでの対策に新たに加えたというものでございます。こうした取り組みによりまして、今後も引き続き徴収に努めたいという考えでおります。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

次の3点目に移ります。

現在、年間で140万円、累計で1,072万円の滞納がありますが、この滞納分は、学校給食に対し食材を減らすのか、または質を下げているのか、それとも一般財源、つまり税金を充てて補充しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

滞納分がどんな形での負担かということでございますが、学校給食につきましては、栄養バランスにすぐれた献立を通しまして、成長過程の児童・生徒さんに必要な給食を提供するというところでございますので、食材に影響が出ないよう、滞納分につきましては市の一般財源で負担しているところでございます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

今回、この滞納分というものはどうしているのか私なりに調べてみましたら、各市町の対応はさまざまでありました。ただいまの説明では、市の一般財源から補充しているとの説明でございましたが、こうなりますと、さきに私が述べました保護者の給食負担が明記されている学校給食法に背くこととなります。もっといえば、普通に支払っている保護者にしてみれば、給食費の二重払いということにもなってしまふことを御指摘しながら4点目に移ります。

4点目、22年度決算時で負債の合計が1,070万円ありますが、まだこれは市民税や国民健康保険税のように不納欠損としては処理はされておられません。でも、この滞納分はいずれはどうなってしまうのか、私は大変疑問に思います。学校給食費であるので、当然、子どもが対象である以上、いずれは卒業をしてしまふ。また滞納している保護者が市外へ転出してしまった場合には、どうやって追いかけるのか、こういった点についてお伺いいたします。

○議長（遠山利美君）

川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

御質問の滞納者、それから滞納分についてはいずれどうなるのかということですが、まず、滞納分につきまして、このうち滞納者の方が当然お見えになるわけですが、この滞納者のうち、連絡のつく方、こういった方につきましては、引き続き粘り強く徴収に取り組んでいきたいというふうに思っております。また、連絡のつかない方、居どころの不明となった方ですね、こういった方につきましては、現在、今、議員さんも述べられるように現在行っておりませんが、今後、不納欠損処理、こういったものの対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

私が先ほど述べましたケースを想定しますと、担当に当たる者につきましては本当に嫌な仕事でありまして、その心労は大変であろうかとも思われますし、またその経費も相当かかることが予想されまして、税金の余分な出費ともなります。損得だけを考えますと、あきらめるほうがいいということにもなりますが、そうすると滞納や未納を助長し、保護者負担としている学校給食のあり方そのものが崩壊してしまうことにもなります。こういった点についてはどのようなお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

当初、学校給食法の11条、御引用されましたが、まさにそのとおりでございます。給食費につきましては、保護者の皆さんに御負担をお願いするというものでありますから、私どもとしましては引き続き粘り強く徴収に取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

5点目に移ります。

ここで、子ども手当について少し触れますが、またこの10月から支給額が変わりまして、段階的に少し分けられて複雑になりました。

前に一般質問でも取り上げましたが、どうやら2万6,000円の満額支給はこの先もできないようではありますが、22年の3月議会において、満額でないが確実にもらえる子ども手当から学校給食費を差し引いたらどうか、あるいは市が代行して支給するので、子ども手当を受給する人と給食費を滞納している人は市が把握できるので、支給後速やかに納付していただいたらどうかと提案したところ、市長は、払えるのに払わないのはおかしい。現在の子ども手当法案では差し引きはできないが、全国市長会もこのことを要望しており、改正されれば速やかに対応したいとし、支給後につきましても、窓口指導を通じて滞納分の支払いを働きかけていきたいと答弁されてから1年8カ月が経過いたしました。

そして、本年10月、子ども手当の特別措置法が施行され、自治体は保護者の同意を得られれば給食費などを滞納分も含めて天引きできるようになりました。天引きの仕組みにつきましては、今回、給食費などの対応に悩む自治体の要望を受けて、対象機関を限定しない方針に転換をした。また、滞納額が多い場合に、滞納している子どもの兄弟姉妹分の手当からも天引きできることについても、親の同意があれば徴収を認める方向で検討する考えも示したとしております。この子ども手当からの天引きに本市はどう対応するのか。

また、以前この滞納問題が市連Pで話題になったとき、取り扱う金融機関がどういうわけか農協に限定をされておりまして、農業に関係のない保護者は利用も少なく、残高不足で通知されることもあって、幅広い機関の利用ができるよう御指摘をし改善されたよう、支払いやすい環境改善も必要かと思いますが、進められているのかお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

まず、子ども手当からの天引きということでございますが、子ども手当からの学校給食費を徴収することにつきましては、本年10月から来年3月まで子ども手当特別措置法、これが施行されておりますが、保護者の同意が必要なことや、子ども手当の支給対象者の中から該当世帯を特定して徴収いたします。こういったことから岐阜県市町村行政情報センターのシステム整備、こういったも

のが確立できてないということなどから、本市では現段階では実施しておりません。

今後、この特別措置法、これが時限立法ということですから、来年4月以降の国の動向、こういったものを確認しながら、まず、子ども手当の振込口座と、それから給食費の振替口座、こういったものの統一化の観点、こういったところから検討してまいりたいというふうに考えております。

また、支払い環境ということでございますが、納入期限でございますが、現在、既に市役所の各庁舎、それから各金融機関において御協力いただき、それぞれの窓口において、納入期限におくれた場合でございますが、納入が可能な環境というふうで対処しております。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

環境改善につきましては、便利なコンビニ決済なども検討をしてほしいとお願いをしておきますが、問題はもう一方のことです。

ただいまの説明によりますと、大きく三つの理由で子ども手当からの天引きは今はやらないとのことですが、納得できませんので反論いたします。

まず、保護者の同意が必要であるからということですが、やりもしないうちから同意する、しないを前提に事を進めるのは全くおかしい理由でありまして、同意する、しないはその先の別の問題であります。

二つ目の理由といたしまして、システムが未整備で実施できないということですが、私は何も今まで普通に支払いをしている人まで天引きする必要はないと思います。滞納者だけを対象にすれば手作業でも十分に対応できるのではないかと。もっと言うなら、さっきの答弁を逆に引用するならば、同意する者に限ってとなれば、もっと対象は少なくなるのではないかと。

そして三つ目、この子ども手当の特別措置法については、今言われましたように3月までの時限立法であるので、新年度は不透明というようなことも言われましたが、新年度のことまで言うのなら、そもそも子ども手当がなくなれば天引きなんてことはやりたくてもできないわけですので、これも別の問題であります。

私は、この学校給食費の滞納問題の解決には、この子ども手当と連動させることが解消につながるきっかけだから、あえて申し上げているわけでありまして。子ども手当の支給時に滞納分だけを天引きすることだけがなぜやろうとしないのか、私はよくわからないわけでありまして、これすら取り組む姿勢が見えない、やろうとしないのであれば、この姿勢が全く見られません。私に言わせると、本巢市は差し押さえや天引きまでして徴収するつもりはない。不足分は税金で賄いますと答えて終わったらどうですか。私は、この滞納分は子ども手当から天引きは絶対できるはずだと思っておりますがいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（遠山利美君）

川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

子ども手当からの徴収ということでございますが、これもいろいろ検討はさせていただきましたが、先ほど答弁いたしましたようにシステム整備、こういったものがされてないということで、手作業になるわけでございますが、こういったものの徴収、時間や労力、こういったものも要するというので現段階では実施しておりませんが、先ほど答弁させていただきましたように、来年4月以降につきましては国の動向、こういったものを注視しながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

今回は市長にこのことについては通告されてないので、市長、涼しい顔をしておられますが。はっきり言って、今回は私のこの通告ミスでありまして、本来なら関係する市長やら後ろに座っております浅野部長にも通告をしておくべきでありましたが。事務局長につきましては、この立場ではこれ以上は部局がまたがることでもありますので、返答できそうにもないので、また新年度、改めてその機会に取り上げることをいたしまして、次に移ります。

時間がないので簡単に申し上げますが、今までの質問を総括し、滞納ゼロを目指した取り組みについて少しまとめてみたいんですが、やはり払えるのに払わない、払うつもりもない保護者の存在がある以上は、今の現在の対応では解決できないことは皆様にもわかっていただけたことと思います。ならば別の方法を考えなくてはなりません。資料-1から3にありますよう給食申込書や給食の停止通知、または法的措置をするこのような例がございます。効果については、滞納額が10分の1に減ったとしてるところもございます。このような効果が実証されている方法で、この問題の解消に当たるべきだと考えますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

川村登志幸君。

○教育委員会事務局長（川村登志幸君）

先ほど来、議員が言っておられます滞納ゼロというお話でございますが、こういった給食費の滞納者への対応につきましては、議員から資料も提供いただきました。一部の都道府県におきましては、簡易裁判所を通じての支払いの督促、それから給食の停止措置を想定した督促状の送付、こういった対応もされておりますほか、これは私ども子どものころそうやったと思いますが、給食費の現金での集金ですね、こういった制度を復活させたというところもあるとの情報も得ております。また、県内の、他の一部の市でございますが、保護者に対しまして、年度当初でございますが、定められた期間内に給食費を払いますよということを記載して給食の申込書、こういったものの提出を依頼している市もございますが、現実にこの手続をしましても滞納世帯に対して法的措置ですと

か給食の停止措置、こういった措置を講じた事例というものは聞いておりません。実際に効果が見られるまでには至っていないんじゃないかなというのが現状でございます。

先ほど来申し上げておりますように、本市におきましては、粘り強く該当する保護者に対しまして、納入に対しての御理解いただくよう働きかけを粘り強く行いまして、徴収を進めさせていただきまして、滞納者を少しでも減らせるよう努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔3 番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3 番（黒田芳弘君）

先ほどの子ども手当の天引きからですとか今の法的措置についても、できる、できないは別として、強い姿勢を見せるだけでも滞納が広がらない効果があるものと思いついて取り上げてみましたが、今やらないということでありましたが、やるつもりもないことを軽々しく検討しますと答弁されなかったことについては感心をいたしますが、私がなぜこれほど長々と言っていると申しますと、給食費は市民税や国保税といったものと幾らか性質が違うわけでありまして、対象者がごく限られておりまして、その中でこれも成り立つものであるわけでありまして、私がここで一番申し上げたいのは、どんなに職員の皆さんが嫌な思いをして徴収に当たっても、払えるのに払わない人、払うつもりがない人がいる以上は、いつまでたっても解決しないということでありまして、また、それは余分な支出にもなります。なので、私が行き着いた結論は、やはり強制的にやることですね。子ども手当からの天引きと裁判所を通じての催促しかありませんというところに行き着いたわけでありまして、そのことだけは申し上げまして、この質問を終わります。

三つ目、広域交通の自治体連携に移ります。

内容に入る前に少し時間をいただきますが、地方分権、地域主権が叫ばれる今日において、私も日ごろから交流を続けております若手の議員仲間は、市町村にまたがるさまざまな課題を共有し、各市町村の議会や行政を通じて課題解決に向けた情報共有の場を持ち、政治力を持って広域政策に当たろうとの趣旨で、政党の枠を取り払い、県内全域の50歳以下の各市町村議員に呼びかけをし、40名ほどの賛同を得て岐阜青年市町村議員ネットワークという新しい勉強会を8月に立ち上げました。その第1回研修を広域交通をテーマにし、10月4日、岐阜市で開催をいたしました。この広域交通の問題を関係する議会で12月の定例会で一斉に取り上げまして進めていこうということになり、私も今回通告したところでございます。

それでは内容に入りますが、まず資料-4を見ていただきながら、路線バスにかかわる現状について御説明いたします。

まず、人口の推移についてであります。県と岐阜市でも昭和60年以降、旧岐阜市域は減少傾向にあります。特にその特徴については、岐阜駅や柳ヶ瀬周辺など、かつてにぎわいを見せた中心部が大きく減少し、周辺部、郊外部は微増となっており、平成17年の旧柳津と合併以降も減少が続き、

平成42年には約36万人になってしまう見込みであります。

次に、下段の路線バス利用者数でございますが、平成11年に年間2,617万人であったのが、平成21年までの10年間で1,715万人と約900万人も大きく減少していることがわかります。

次のページを見ていただきますと、土地利用の変遷ということで、人口集中地区面積と人口密度の推移、右側には人口集中地区の拡大状況がございますが、35年間で人口集中地区面積は2,820ヘクタールから5,437ヘクタール、人口密度はヘクタール当たり93.6人から53.7人へと、それぞれ2倍と約2分の1と変化をしております、ここで読み取れるのは、市街地は郊外へ拡大し、中心部の空洞化とあわせ、人口密度が低下していることがよくわかります。

次に、下段の交通手段の現況でございますが、自動車利用は昭和46年から平成13年までの30年間で、30.8%から60.1%と2倍増し、逆にバス利用者は10.4%から3.3%へと3分の1に減っていることがわかります。この資料は平成13年までと少し古いので、現在ではこの数字がさらに進んでいることが予想されます。

それでは、次に乗り合いバスそのものはどうなっているのか、現状を把握するために資料-5を見ていただきながら御説明をいたします。

まず、表-①では輸送人員の推移を全国、都市圏、地方と分けて載せてありますが、昭和45年をピークに減り続け、平成19年では全国計でピーク時の42%、特に3大都市の59%に比べ地方は30%以下と、地方での減少が顕著であります。

表-②では乗り合いバスの収支状況がありますが、公民別では公営事業者の収支率の悪さ、地域別では地方の収支率の悪さがわかります。

ここまですとまとめますけど、戦後の高度成長期を経て、バブル景気が拍車をかけ、異常な地価高騰が影響いたしまして、近年、全国的にどの地域においても、ショッピングモールを初めとする大型商業施設が郊外に進出したことで市街地の郊外への拡大化が進行し、人口密度が急激に低下いたしました。このことは、かつてあのにぎわいを見せた柳ヶ瀬が今の寂しい姿となったり、市街地のど真ん中の小学校が児童数の減少で統合された岐阜市などは、この地方の代表的な例とも言えます。

さらに、高度成長で豊かさを手に入れた我が国では、自家用車の保有が格段に伸び、ふえ続ける自動車利用と減り続けるバス利用で、乗り合いバス事業の採算悪化が進んでおります。

そこで、まず1点目の質問に入りますが、6月議会において本市の岐阜バス路線の退出の報告がありました。これによる影響はどの程度なのか。また、退出に至るまでどのような事前協議があったのかなど、経緯についてお尋ねいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

岐阜バス路線の退出に係る影響等についてお答えさせていただきます。

本県市内を走る岐阜バス路線の退出につきましては、今年9月末をもって、岐阜市のプラザ掛洞

から文殊地区を通り岐阜大学病院に至る掛洞宝珠線、本巣市役所から岐阜大学病院までの本巣線の2路線が退出いたしました。

この退出につきましては、岐阜バスからの事前協議もないままその届け出が国に対してなされたものでございます。それによりまして、岐阜バスに対しましてですが、今後はそのようなことがないように申し入れを行ったところでございます。その結果、今後は、退出予定の遅くとも半年前には関係市町村に申し入れを行うとともに、経営状況について定期的に情報交換を行うこととなりました。

今回の退出につきましては、代替路線が存在したことから、特に市民の皆さんからの御意見等はありませんでしたが、今後は、岐阜バスからの退出の申し入れがありましたら、市民の足への影響に十分配慮しながら財政支援の必要額等も勘案し、関係市町と連携のもと、その是非につきまして判断してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

今の説明によりますと、事前協議といったものがなく、一方的で急な申し入れであったということを確認しておきながら次の質問に入りたいと思いますが、2点目、資料-6を見ていただきます。

これは岐阜バスが通行する代表的な長大路線の状況であります。本市に係る真正大縄場線、及び大野忠節線も掲載されております。これを見ますと、それぞれ28万7,000人、36万1,000人が利用しておりますが、収支は約600万円、400万円と、それぞれが赤字となっております。この状況ではこの車両線の維持継続が心配されますが、見解をお伺ひいたします。

また、仮にこの路線バスが撤退となった場合にはどれほどの影響があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

市内路線の維持等についてお答えさせていただきます。

現在、本巣市を通る路線バスとしましては、本巣市役所を起点として岐阜市内へ向かう黒野線、大野町から国道303号線を通りJR穂積駅へ向かう大野穂積線、LCワールド本巣からJR穂積駅へ向かう穂積リオワールド線、海龍リバーサイドモールから岐阜市内へ向かう真正大縄場線等、計7路線、そのほかございますが、計7路線でございます。

これらの路線バスのうち今年度赤字増加のため路線退出の申し出があった2路線につきましては、沿線市町で協議会を行った結果、穂積リオワールド線につきましては、瑞穂市が現在の路線バスから市のコミュニティバスとして引き続き運行を行うことができるよう必要な手続を進めてみえるということでございます。また、大野穂積線につきましては、赤字を沿線市町で補てんし存続させる

方向で、現在その負担割合について関係4市町で協議を行っているところでございます。赤字補てんを行っていくに当たって、先日、岐阜バスに対しまして、路線の本数の維持、補てん額の上限について申し入れを行ったところでございます。

いずれにいたしましても、本巢市内にある7路線のほとんどは赤字路線でございます。今後の路線退出が懸念されるところでございますが、バス路線は公共交通の最後のとりででございます。その退出は市民の生活に大きな影響があるものと考えられます。

したがって、先ほど申し上げましたとおり、市民の足の確保を最重視しながら、関係市町と連携のもと、退出の是非につきまして判断してまいりたいと考えておるところでございます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

3点目に移りたいと思います。

岐阜地域公共交通協議会というもの正式に結成されたと聞いておりますが、現在、この会議ではどのような協議がなされておるのか、お尋ねいたします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

岐阜地域公共交通協議会における協議についてお答えさせていただきます。

今年度より県に設置されております岐阜県地域公共交通協議会につきましては、地域公共交通全体のあり方や地域公共交通の確保、維持、改善に関する計画等について協議されております。また、この協議会につきましては、県を初めとして県内の全市町村や公共交通事業者等により構成されているため、本巢市に関係する岐阜バス路線など個別事項に関しましては、下部組織でございます岐阜・中濃地域分科会において協議されておるところでございます。

ただし、この岐阜・中濃地域分科会につきましても岐阜・中濃地域の全市町が含まれることとなるため、個別の課題につきましては、先ほど申しました大野穂積線のように関係市町が任意に集まりまして協議を行っておるところでございます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

最後4点目、市長に答弁を求めます。

先ほど報告したように、10月4日に研修をしたところでございますが、資料7にありますよう10月28日に岐阜バスが郡上で運行している3路線について撤退という衝撃的なニュースが報道されて、研修のすぐ後だったのでびっくりいたしました。郡上市では3路線合計で利用者は年間

延べ10万人を超え、約300万人の中・高生が通学利用しており、撤退は市民生活に大きな影響と、市民の困惑の声が報道をされておりました。

このバス事業につきましては、バス利用者の減による路線バスの採算悪化に加え、さらには長引く景気低迷に加え、ことしの震災の影響による影響で観光バス事業も大幅に落ち込み、バス会社の経営環境はますます悪化し、厳しい状況が続いております。

この路線バス事業の撤退は、今後もさらに拡大していくことが予想され、郡上がパニックとなっているよう余りにも急で一方的な撤退となりますと、代替バスを運行するにしてもすぐには計画を立てられません。こういったことに対処するため、自治体連携が必要となってきます。

これにつきまして資料－8でまとめてみましたが、一つ目として、広域交通確保のため、広域で協議する場の必要があること。これは、現在は個々の自治体が運営しているコミュニティバス機能を相互で補完し、病院や文化施設、教育施設など、地域にまたがるものに対して広域の移動が必要であること。広域交通を守るのは国の役目ではなくなってきており、地域の問題は実情を把握している地域が主体となって取り組むことが大切であること。もう一つは、広域交通での連携のヒントといたしまして、複数の路線を1カ所経由させることにより、利便性を高めた北方ターミナルをモデルとする広域バスの拠点の有効性や行政界をまたぐ生活圏での広域コミュニティバスや現在の広域路線バスの維持のための自治体連携も重要な課題であります。

こういったことを進めるについては、特に高校や行政施設、総合病院などが集積し、この路線バスの発着地でもある県と岐阜市を中心とする周辺の関係市町が一同に会しての会議や岐阜地域公共交通協議会において今後議論を重ね、自治体連携を強化する必要があると思っておりますがいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

黒田議員の広域交通ですね、自治体連携についてのお尋ねということでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

議員御指摘のように公共交通、これは単独に本巣市だけを走ってるものではございませんで、いわゆる関連市町村、複数の市町村にまたがった路線バスというふうになっております。そういったことで、こうした公共交通をしっかりと確保してくというのには、やはり関係の市町の連携が大変重要であるというふうに思っておりますし、先ほど御提案いただきましたことはまさしくそのとおりだというふうに思っております。

ただ、その中で、これは先ほど総務部長がお話し申し上げましたけども、岐阜県の地域公共交通協議会というのはまだできたばかりでございまして、なかなか突っ込んだ議論というのがまだなされておられません。今後、こういった場を通じて、公共交通のあり方等々も含めてしっかりとまた議論をされるというふうに思っておりますし、またしていかなきゃならないというふうに思っており

ます。

いずれにいたしましても、そういった中で、議論の中で、また個別の課題はどうしても個別になっていきますので、総枠はそういうところで大きく議論をし、そして、それぞれ個別の問題はまた個別の路線の問題ということで、また議論をやっつけていかなきゃいけないというふうに思っております。先ほど総務部長がお答え申し上げましたように、今回の岐阜バスの退出等に当たっても、沿線の市町と協議を重ねておりますけれども、これからもこうして沿線市町と協調しながら対応していきたいというふうに思っております。

コミバスの先ほどちょっと御提案もございましたことにつきましても、昨年私どものほうのもとバスも大変皆さん方の御支援、御協力をいただきまして、北方バスターミナルのほうへ乗り入れるというようなことで市民の足の確保ということでも貢献させていただいておりますけれども、また要望が、またそれを穂積の駅のほうに云々というのも御要望もございます。それぞれそういったことが可能かどうかというのは、どちらにしても関連、関係する市町の協力を得なければ不可能でもございますし、また交通事業者との調整ということも出てまいります。

いずれにいたしましても、関係の市町、いわゆる隣接する市町とコミュニティバスも含めてネットワークのいい形に築き上げていかなきゃならないし、そして、それが市民の足を確保すると。これから少子高齢化、高齢化がどんどん進んでまいりますと、いつまでもマイカーに頼っていく生活ができるものではございません。これからやはり公共交通の重要性というものが私はこれからどんどん増してくるだろうというふうに思っておりますし、鉄道もバスも含めてそうでございますけれども、これから市民の足の確保ということにも一生懸命また関係市町とも連携をしながら、トータル的な考え方で協議を進めていきたいというふうに思っております。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

時間がまだありますので、最後に申し上げたいのは、冒頭にも申し上げましたよう、これから確実に進むであろう地方の時代に向け、我々議員仲間も少しずつ築き始めてきましたが、それぞれの市町の問題として対処するのではなく、共有の課題を見つけ、その上で出すものは出し合って、無駄をなくし、互いが効率のいい行財政運営に撤することが、人口減少社会に入り税収減が続くこれからのまちづくり、地域づくりであるとも思います。

市長におかれましては、これからはばらさらにお忙しいときを迎えることと察知しております。くれぐれもお体には気をつけ御自愛をください。そして再び市民のために活躍の場が与えられますことを心から祈念申し上げ、私の質問を終わりにいたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

続きまして、4番 船渡洋子君の発言を許します。

○4番（船渡洋子君）

おはようございます。

23年最後の一般質問を私がやるということで、先ほどの黒田議員ではありませんが、市長におかれましては任期中最後の一般質問ということで、市民にとっても大変ありがたい回答を期待をして質問に入らせていただきます。

まず1点目ですが、女性の視点からの防災対策についてでございます。

東日本大震災から約9カ月が過ぎました。被災地では本格的な復旧・復興が急がれる一方、全国各地では今回の震災の教訓を踏まえ、既存の防災対策を見直す動きが活発化しています。

我が国の災害対策の根幹をなす防災基本計画には、2005年に女性の参画・男女双方の視点が初めて盛り込まれました。2008年には政策過程における女性の参加が明記されました。

しかし、今回の東日本大震災でも、例えば着がえる場所がない、授乳スペースがないなどの声を耳にしました。また女性用衛生品や化粧品、乳児のおむつなど支援物資の不足も目立ち、災害時における女性の視点の大切さが改めて浮き彫りになりました。

女性は地域に人脈を築き、地域のことをよく知っています。介護や子育てといった具体的な経験を通じて、子どもや高齢者、生活者の視点を持っています。こうした女性たちが、災害時の担い手として、その力が発揮できるような仕組みが必要であります。

そこで、1点目の女性の意見をふだんから防災対策にしっかりと反映できるようにすべきと思いますが、どのように取り組まれていますか、総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島治徳君。

○総務部長（中島治徳君）

防災対策への女性の意見の反映につきましてお答えさせていただきます。

これまで、本巢市における防災対策への女性の参画としましては、各自治会単位で組織します自主防災組織における給食給水班長や女性防火クラブ、さらには市の消防団の女性分団や日赤奉仕団本巢支部などにおいて女性の方に御活躍をいただいているところでございます。

今年度は、市の地域防災計画の見直しを予定しております。その主体となる市防災会議の委員に女性委員を採用するとともに、自主防災組織の活動への女性の参画につきまして啓発を行うなど、防災対策に女性の意見が反映できる仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

女性の視点からの防災行政総点検をこの10月に私たち公明党女性議員が全国で行いました。640市区町村と18の都府県について行いましたが、その結果、地方の防災会議に女性がいないところが

44%、防災部局に女性がいないところが52%、防災部局と男女共同参画部局の連携がないところが53%、避難所の整備運営に女性の視点や子育てニーズを反映していないところが47%といった結果でありました。本市においても、まだお聞きした時点では、その防災会議に女性は含まれていないという回答でありました。こういった、まだまだ女性がそういったところにはいないという、そういう現実があるわけです。

そういうところで、2点目の避難所運営に女性または女性職員を配置するようにされていますか、どうでしょうか。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、2点目の避難所運営への女性の配置についてお答えさせていただきます。

市では、住民の避難が必要となる災害時において、避難所のスムーズな運営が図られるよう、今年度、災害時において避難所運営の役割を担う教育委員会におきまして避難所運営マニュアルを作成いたしましたところでございます。

このマニュアルでは、人的対応としまして、避難所ごとに2名の担当職員を定め、学校職員とともに連携を密にして、避難所における速やかな初動対応が可能となるよう配慮しているところでございます。

先月、岐阜県におきまして、市町村における避難所運営に関するマニュアルの策定に資するため、東日本大震災における避難所運営担当者や被災地で避難所支援に当たった県職員等の意見を盛り込んだ避難所運営ガイドラインが策定されたところでございます。

このガイドラインには、女性の視点での避難所運営の項目が設けられており、市といたしましても女性の視点に立った避難所運営の必要性を再確認したところでございます。今後、このガイドラインを踏まえまして、本年度末をめどに、市の避難所運営マニュアルの見直しを行っていく予定ですが、その際には、議員御提案の女性または女性職員の配置など、女性の視点にも十分配慮したものとできるよう心がけてまいりたいと考えておるところでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

阪神大震災の折の兵庫県理事の清原桂子さんの講演の中ですが、ふだんからやってないことは危機が起きたときでもできない。危機のときは平常時の課題がむしろ一挙に顕在化すると思っておかなければいけない。このように話をされて、ふだんのいろんな取り組みの中にも女性をしっかりと現時点でそういった意見が通るような、そういう仕組みづくりが必要であるというお話でした。

そして避難所での、例えば避難所、仮設住宅、またそういったところの協議会などに女性のリーダーがいるということが必要であるということで、避難所での、例えば間仕切り、着がえや授乳の

スペース、そして女性の下着などの洗濯物を干す場所、また救援物資を、女性用の下着などを男性からもらうというのはやはり避けたいとか、また仮設トイレが目立たない暗いところに置くと、やっぱり防犯上余りよくない、そういったこととか、また仮設トイレが男女別になっていないところがあるという、本当に仮設住宅、またそういった避難所によってすごい差があったという、そんなお話がありました。

そういった意味においても、ぜひとも女性のそういったリーダーを配置していただくことが、いざというときに本当に安心をしていけるのではないかなというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

そして、3点目の避難所運営訓練HUG等を取り入れ、地域と連携した防災訓練を実施すべきではないでしょうかという3点目の質問であります。

このHUGというのは何かといいますと、静岡で行われたわけですが、もしあなたが避難所の運営をしなければならない立場になったとき、最初の段階で殺到する人々や出来事にどう対応すればよいのでしょうかということで、避難所の想定をして、図上に学校の体育館の図式にして、そこへカードで、こういうふうになったときにはこうやってやろうといった想定をしながらゲーム感覚でやるのが、この避難所HUGであります。

避難所運営をみんなで考えるための一つのアプローチとして静岡県が開発したもので、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか。また、避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームということで、これは聞いているのとやるのとでは大違いというふうで説明を聞いたわけですが、もう本当に介護しなきゃいけない人が避難してきたらどこへ配置しようとか、子ども連れはどこへ置いたらいいのかとか、いろんなそういったことを想定をしながらみんなで考えて、6人から8人ぐらいのグループでゲーム感覚でやっていく。そのことが、いざというときに本当になかなか思いつかないことが、こうやって事前にやるとくと大変助かったという、そういったことのお話を聞きました。

このHUGというのはハグですね、抱き締めるというそのハグということもあるんですが、H、U、Gということで、Hは避難所、Uは運営、GはゲームということでHUGという、その頭文字をとってHUGというふうに言われたそうで、結構全国的にもこの避難所HUGというこういった模擬体験といいますか、ことが今進んでいるというふうにお聞きをいたしました。自主防災組織などでそういったことを実際に、モデル形式でもいいですが取り組んで、いざとなったときの想定といいますか、そういったことを本当に先々の用心ではありませんが、やったらどうかかなというふうに思いますが、どのようなお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

地域と連携しました防災訓練の実施についてお答えさせていただきます。

先ほど申しました避難所運営マニュアルでは、市災害対策本部との連絡調整事項の協議や避難所における課題、問題に対処するなど、避難所の運営を円滑に進めるために、避難所におきます地域住民の代表者等による避難所運営委員会を組織することとしております。

このように、避難所の運営に当たっては、地域住民の方が非常に重要な役割を担うこととなることから、この避難所運営マニュアルの周知、啓発を図るとともに、自主防災組織における防災訓練の一つのメニューといたしまして、議員御指摘のとおり、避難所運営訓練の導入につきましても検討してまいりたいと考えておるところでございます。

[4番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

このHUGについてですが、東京経済大学の吉井という教授がこのマニュアル作成の検討会の座長を務めたわけですが、その方が言うには、従来の災害対応マニュアルはいわば教科書であると。図上演習はまさに応用力を鍛えるものだと言及する。災害が発生すると避難所に自治体職員が派遣され、円滑なコミュニケーションを図るためにも、職員と地域住民と一緒にHUGを体験することが必要である、このように強調をされていたということをご参考にしていただいで、ぜひとも取り入れをお願いしたいと思います。

ここで一応市長さんにお聞きをするということにさせていただきますので、この1番の女性の視点からの防災対策についてということの大きな視点で市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、女性の視点からの防災対策ということについての所見ということですので、お答え申し上げます。

先ほど来、ずっと順番に御質問になったことにつきましては、今、総務部長のほうからなる御説明、御回答申し上げましたけども、こういった方向でこれからも女性の方々にいろんな場に参加していただく。そしてまた、女性の意見を取り入れていくということがかかわっていききたいというふうに思っておりますし、最後の避難所の運営訓練等も、やはりこれは地域でやっていただく。やはり一番、何といても私が常々申し上げておりますように、災害あったときには自助・共助というのがやはり一番大事だということ。その自助・共助をやはり強化する上で、こういった運営訓練というのは各地域でしっかりとやっていただきやいけないというふうに思っております。

その中で、女性の方、いわゆる半数以上は女性の方がおられるわけでございますので、そういった女性の方々の意見も取り入れながら、訓練一つとってもしっかりとやっていただく。そしてまた、そういった組織の中にしっかりと、今でも班長さんという形で女性の方々入っていただいでますけども、もっともっと女性の方々に多くの分野で参加をしていただいで、これから起こるかもしれな

い、そしてまた、やらなければならないかもしれない災害に対して、男女一体となってこの地域をそれぞれ守っていただく、そういうことのためにも女性の力をぜひかりていかなきゃならないと思ってますので、これからもまた、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

続きまして、2番の市民の健康対策について御質問をさせていただきます。

1点目の子宮頸がん予防ワクチン接種についてであります。

この本年4月から始まりました子宮頸がん予防ワクチンですが、接種状況は対象者の方のどのくらい進んでいるのか。また周知はどのようにされていますか。そして、対象者に対し他市町との差があるようですが、状況はどのようでしょうか。そして最後に、不公平感をなくすためにも、例えば成人式のお祝いに半額とかそういったふうで助成ができないか、お尋ねをいたします。健康福祉部長、よろしくをお願いします。

○議長（遠山利美君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、子宮頸がんの予防ワクチン接種についてお答えさせていただきます。

ワクチンの接種状況は、平成23年10月末日現在、実人員で中学1年生が48人、中学2年生が79人、中学3年生125人の計252人が接種してみえます。接種率にしまして約50%という状況でございます。

周知の方法としましては、広報もとすにおいて接種のお知らせをしており、また、市内の医療機関において接種説明及び予診表の配置をしております。さらには、市内4カ所の保健センターにおいても接種説明を行っております。

このワクチンにつきましては、初回性交渉前に接種することが推奨されているため、本市においては、平成23年度は中学1年生から3年生を対象に接種しております。新年度におきましては、対象者の拡大について検討してまいりたいと考えております。

また、成人のお祝いに助成することにつきましては、接種の推奨の時期を逸しておりますために、20歳の対象者には子宮頸がん検診を受診していただくよう、さらに積極的に勧奨してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

対象者に対して他市町との差があるようですがというお尋ねをしたわけですが、そのことに関しては答えられませんでしたので、私のほうからちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、実は、本巢は中学1年から3年生なんです。当初、この子宮頸がん予防ワクチンを接種されたところですが、早速、岐阜市は高校1年までやってるよ。何でうちは中学までなのという、そういったおしかりを受けました。そのときは、私も、どこかで線引きをするから外れる人も出てくるのはやむを得ないねというそんな思いで聞いていました。

しかし、よくよく考えますと、高校生というのは本巢市だけじゃないんですね。学校が岐阜市とか大垣とか、クラスの中に岐阜市の子もいれば、羽島市の子もいれば、北方もいます。結構、皆さん、高校1年生までが接種対象なんです。友達が接種をして、あんた、はやらないかんがねと言われて、うちへ帰ってきてお母さんに言ったら、本巢市はやってないというそういうことで、もう本巢市はおくれているという、そういうふうにも言われました。そして、やってないというふうにも言われました。自分の子どもができないということはやってないに等しいのだなというふうに、そのときに聞いたわけですが。やはり、これは同じ、何で本巢市はやらないのというそういう疑問になって、すごい不公平感といいますか、そういうふうになっているというふうに思います。

それで、来年の4月から拡大をしていくことを検討していますというふうに言われましたけれども、今現在、不公平感を感じている高校1年生の子に対して、何らかの手当というのは考えていただけているのでしょうか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

この子宮頸がんワクチンにつきましては、昨年、臨時特例交付金ということで、国の補助対象ですね、補助2分の1という事業でございます。これは平成22年、23年という期限限定ということで、また対象年齢もおおむね13歳から16歳を対象にするということで事業が推進されました。その中でも標準的に推奨するのは13歳に接種するのが一番いいだろうということも言われております。

そういった中で、本巢市におきましては、どこまでを対象にするかということで予算のときにも検討してまいりました。当然、この医療機関につきましても、本巢の医師会のほうへ委託という形で実施していくということでございましたので、その中で1年生から3年生ということを決めたわけでございます。

ただ、この県下見ましても、対象の年齢は大半のところは高校1年まで実施しておるというお話でございます。ただ、この始まりですね、中学2年から高1までとやっている市町もございまして、中学3年までというところもございまして。そういう状況でございますので、現在の高校1年生については、新年度からの中で考えていきたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

ということは、考えてないということですね。今の高校1年生の子に対してはやむを得ないというそういう御回答だと思いますが。

じゃあちょっと市長さんにお尋ねをしたいと思いますが、市民の皆さんといっても高校生の1年生の子を持つ親御さんですが、大変不公平感といいますか、何で本巢市はあかんのという、そういう思いがずっとひたひた広がっているわけです。そういったときに、市長さんとしてやっぱりそのことに対して何らかの手だてというのか、例えば3カ月の間に高校1年生、どうせ来年度やられるのであれば、この3カ月間の間に1回でもワクチンを打てば、2年生になってもその引き続きでできるよ。現在、中学校3年生の子で3回打たなきゃいけないのが、1回で終わったりとか、2回で終わった子には、高校1年になっても補助が、助成がされるというふうに聞いてます。そういう意味では、そういったこともちょっと考えていただけないのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原 勉君。

○市長（藤原 勉君）

ワクチンの接種の年齢のところでございますけども、これは国の助成制度を使って実施しておるものでございまして、そのときに対象が高校1年までということもなっておるようでございます。これは医師会等々の調整、事務的にやった段階で、中学3年までということで調整がなされたというふうに聞いております。そういったことで、国の補助対象は高校1年までですけども、実際は中学1年から3年までということでもう本巢市は取り組んできてるということでもございます。

そういったことで、要望がございまして、やっぱり高校1年まで、せっかく国の補助対象が高校1年までなら高校1年まで拡大することを考えるべきじゃないだろうかというお話も申し上げまして、新年度、こういうことで、国のまた動向がよくわかりませんが、拡大ということに努めていきたいというふうに思っております。

ただ現在、今、高校1年の方をこれから急にこの3カ月の間にどうこうするということにつきましては、なかなかやっぱりこれは相手、相手というか医師会との調整もございまして、また国の補助制度、助成制度の問題もございまして。国の制度が受けられなくなりますと、これ市の単独でやりますので、この部分だけ市の単独というのもまたいろいろと不都合が出てこようかというふうに思っております。現在のところ、高校1年の方がそういうふうになったとしても、ちょっと今どういうふうに対応していけばいいのかというのは思案をしておるところでもございまして、確かに同じ高校に通ってる方で、本巢市の高校1年生は補助制度の対象ならない、受けることは受けるわけですけども、補助対象にはならないということで不公平感という御指摘でもございまして。今後、これがどういう形で対応できるのかということもちょっと考えていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、国の制度との絡みもございまして、ちょっと今後検討させていただきたいなというふうに思っております。

それから、いずれにいたしましても、1年生が過ぎた後も1回、2回、3回と接種するというこ

とについて、そこは卒業した後も引き続き対象になるということも制度的にはなされておるよう
ございますので、そこら辺との絡みでどういう手段がとれるのか、一度検討させていただきたいと
いうふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

ぜひとも前向きに検討をしていただきたいと思います。

2点目の高齢者肺炎球菌ワクチンについてお尋ねをいたします。

最近テレビのコマーシャルや折り込みチラシで、65歳過ぎたら肺炎球菌ワクチン。肺炎は、日本
人の死因第4位。しかも亡くなる方の95%は65歳以上ですという、そういった中尾 彬さんの宣伝、
コマーシャルがされているわけですが。

この肺炎球菌ですが、年間12万人が肺炎で死亡されています。肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌
で、特にインフルエンザ流行時における肺炎の病原菌の割合は、肺炎球菌が55%で重症化する傾向
です。

肺炎球菌ワクチンというのは、肺炎球菌が原因となって起こる肺炎などの感染症を予防するた
めのワクチンである。接種することによって、肺炎による入院、死亡を減らすことが期待できます。
また、1回の接種で5年以上免疫が持続すると言われていています。5年間は打ってはだめということ
ですね。それから、季節を問わず、体調のよいときにいつでも接種ができるということで、子ども
さんの肺炎球菌、赤ちゃんの肺炎球菌よりもその費用対効果というのはすごく大きいということで、
公費助成する市町村がふえています。

全国で2008年の11月の時点で76市区町村であったのが、2009年は178、それから2010年が380、
2011年11月には579市区町村、岐阜県においては現在13市町が公費助成を行っているわけですが、
現在検討をされているところもあるというふうに聞いています。この579市区町村というのは、全
国で33%の市区町村が助成を行っているという結果だそうです。

本市におきましては、22年の3月の定例会において質問をさせていただいたときの回答が、イン
フルエンザ予防接種を積極的に進めていく中で、肺炎球菌ワクチン接種の高齢者に対する対象年齢
等を検討していきたいと考えていますという、そういう御回答でした。よくよく考えれば、これは
何歳からするのか検討をしているということで、肺炎球菌の助成はするよというふうに私は受けと
めたわけですが、いまだ21カ月がたっても助成をされていないということで、このことに対しての
お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種についてということでございます。

この高齢者肺炎球菌ワクチンの接種は、現在、任意接種であり、接種に対する補助金はございません。

任意接種でもある子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチンについては、子宮頸がんワクチン等接種緊急促進事業ということで国庫2分の1、市町村2分の1の負担割合での助成がございました。平成24年度以降、この事業の継続については現在のところ未定でございますが、これが継続されない場合には経費全額が市町村負担ということになります。

現在、国の予防接種部会において、水痘、おたふく風邪、B型肝炎及び成人肺炎球菌の4ワクチンについて、定期接種化の必要性について検討が進められております。この場合、市町村の大幅な負担が見込まれるため、財源措置とのセットで抜本改革を検討するよう全国市長会より要請されているところでございます。

このような状況にあるため、本市としては、この予防接種については国の定期接種化と財源措置の動向を見きわめ、検討していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

厚生労働省のほうの調べによりますと、65歳の方全員がワクチンを接種したというふうに仮定をしまして、その効果が5年間持続するとした場合、1年当たり約、これは国の数ですが、5,115億円の保健医療費が削減されるという、こんな費用対効果が出るという、肺炎で入院されるそういったことを防ぐことで、大変医療費が要らなくなるといったそういった計算もされているわけです。

ある市町においては、今、言われましたように予算の措置が今後どうなるかわからないとかいろんなことを検討されて、例えば対象年齢の引き上げで、65歳ではなく70歳以上の方にとすることで、また助成金も2,000円とかいうようなそういったことをしているところもあります。お年寄りが肺炎にならないように予防、これは任意だから自分のお金でということですが、7,500円ぐらいかかるわけです。

そういう意味で、またインフルエンザとともに肺炎球菌の予防接種を受けると、大変病気になる、その肺炎を受ける人が本当に減るといふ、実際に長崎では4カ所の病院でずっと経過を見ましてそういった結果が出てるといふ、そういったこともあるわけです。そういう意味において、ぜひともこういった高齢者の肺炎球菌の助成を、全額してくださいとかそんなことは言いませんけれど、わずかでもそういった助成をされると、予防接種を打つ人がふえるのではないかなというふうに思います。

ちなみに本巢市の予防接種をされている方ですが、本巢市は9.6%の接種率ということで、約1割の人がこの予防接種を打っているということでもあります。そういったふうに意識を持っていただくと、もう少しそういった接種をされる方がふえるのではないかなというふうに思いますので、ぜひとも、この件もお金の要ることばかりで申しわけありませんが、ぜひとも検討をしていただきたい

いというふうに思います。

それから3点目の自殺対策・うつ病対策についてお尋ねをいたします。

2010年における我が国の自殺者数は3万1,690人を数え、1998年以降13年連続で3万人を超えるという異常事態があります。1970年代は交通戦争と呼ばれ、年間1万人が交通事故によってとうとう命を失い大きな社会問題になっていましたが、現在はその3倍の人が自殺をしているという深刻な状況です。

政府の2010年版自殺対策白書によると、2009年の自殺の原因で最も多いのが健康問題であるということで、1万5,867人、そして次に、経済・生活問題が8,377人、家庭問題、勤務問題というふうになっています。自殺者が3万人と高どまりしている背景として、長引く景気の停滞や雇用の悪化などが指摘されています。健康問題を理由に自殺した人のうち、約4割を占めたのが、うつ病など精神疾患だった点も看過できません。

こうした時代の背景を踏まえ、厚生労働省は2010年1月、「誰もが安心して生きられる、温かい社会づくりを目指して」をテーマに、自殺・うつ病対策プロジェクトチームを立ち上げました。そして5月には五つの対策の柱を掲げました。1点目が普及啓発の重点的実施。当事者の気持ちに寄り添ったメッセージを発信する。2点目がゲートキーパー機能の充実と地域連体の構築。悩みのある人を早くて確実に必要な支援につなぐ。3点目が職場におけるメンタルヘルス、心の健康対策、職場復帰支援の充実。一人一人を大切に作る職場づくりを進める。4点目がアウトリーチ（訪問支援）の充実。一人一人の身近な生活の場に支援を届ける。5点目が精神保健医療改革の推進。質の高い医療提供体制づくりを進める。

その上で厚労省は、一般定期健康診断に1番、食欲がない。2番、よく眠れない。3番、憂うつだ。4番、いらいらしているの4項目の間診を加えて実施するよう通達をしています。県においても自殺対策の基本方針を決めています。本巣市における取り組みはどのようになっていますか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

本市における自殺対策・うつ病対策の取り組みについてという御質問でございます。

内閣府の平成22年度年次暫定値からですが、本市の10万人当たりの自殺者は8.45人と、実数は3人ということでございます。

近隣を見てもみますと、同様に瑞穂市におきましては14.17人、山口市におきましては10.03人、北方町におきましては11.06人、揖斐郡大野町におきましては12.47人ということで、本市につきましてはこの4市町の中で一番低い値ということになっております。これが自殺者の現状であるわけでございます。

続きまして、本市の自殺対策・うつ病対策の取り組みについてでございます。

平成20年3月に策定いたしております本巣市健康増進計画、この中におきまして、心の健康を勧

める施策の方向性といたしまして、休養、ストレス管理、十分な睡眠、心の病気への対応を挙げております。本市の実施する節目健診、青年健診、特定健診、すこやか健診の結果説明時におきまして、生活習慣病予防を図ることとあわせて、日常的に心の健康に配慮するよう支援をしています。また、心の病気が疑われる場合には、必要に応じ家族、地域に働きかけ、保健所、県精神保健センター等関係機関と連携をとりながら対処することとしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

自殺が市は少ないんだという、そういうふう聞こえてきたわけですけど。自殺に至らなくても、私の周りにもお見えになりますし、やっぱり心の病気を持っている人が結構お見えです。こういった自殺の原因の一番トップというのは、うつ病というふうに言われているわけですが。このような精神疾患というのは過度なストレスがかかることによって発症します。心の疲れや不調はそのままにしておくと悪化してしまうことがあり、日ごろから心の健康にも関心を持ち、うつ状態にある人の早期発見、治療に結びつける取り組みが重要になります。携帯電話やパソコンから気軽にいつでもどこでもメンタルヘルス、心の健康をチェックできるこころの体温計のサービスを市のホームページより提供できないでしょうか。

このこころの体温計というのは、自分の心の状態、ストレスなどを確認するもので、人間関係や生活の充実度など13項目の質問にゲーム感覚で答えるだけで利用者の心理を判定。結果は、利用者自身をあらわす水槽で泳ぐ赤い金魚や社会的ストレス度を示す猫など複数のキャラクターと、落ち込み度に従い濁る水の透明度として表現され、ストレスや落ち込み度に応じて、金魚や水槽、猫が変化するようになっていて、利用者は心理状態を視覚的に確認できます。また、身近な人の心の状態をチェックする家族モード、育児ストレス度など調べる赤ちゃんママモードもあります。それぞれの結果判定の画面で、市や県の相談窓口や専門病院などの連絡先を紹介するものです。

兵庫県の丹波市で7月からこれを導入されたわけですが、1カ月で約8,000件に及ぶアクセスがあったそうです。体の体温をはかるように、ちょっと疲れていると感じたら、心の体温をはかりましょうと呼びかけ、市民に心の健康を守る相談窓口の利用、病院に行くきっかけとなり、とうとう命を病気で失うことのないように、ぜひ導入をしていただけないでしょうか。

私もよその市町のホームページで今のこころの体温計をやりました。そしたらちょっと、私はそんなうつにはなっとらんわなと思ったんですけど、何か半分ぐらいあれだったんですけど。こういったようなちょっと小さいですけど、金魚鉢があつて、猫ちゃんがいて、赤い金魚が自分の体や病気に対するストレス度で、黒い金魚が対人で、金魚鉢というのは環境。

〔「人の話聞いたらよ」と呼ぶ者あり〕

環境ということで、そういった猫がだんだん大きくなるんですね、環境が悪いと。

そういったふうにして質問に答えずっといくと、この金魚鉢が出てくるという、そういったものですが、もう本当それこそゲーム感覚で自分は今どうなんだろうなという、そういったことをチェックができるそういったことを結構今いろんなところで取り入れられているわけですが、そういったことを一つのうつ病対策といいますか、そういった啓発ということでやってはどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

議員御質問のこころの体温計ということでお答えさせていただきたいと思います。

これは自分のストレスをパソコンや携帯電話でチェックできるというシステムでございます。平成21年に東京都世田谷区が導入しました。以降、神奈川県内の四つの市も導入されたというふう聞いております。

このシステムにつきましては、どの程度の効果が得られるのかが、現在のところ検証はされておられません。ただ、インターネットにより自分でチェックできるということでございますので、本市といたしましてはこのシステムそのものの導入については考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

じゃあ続きましてハですけれど、啓発活動として、子どもころから命のとうとさを学ぶため、本を通じた学習や市民の皆さんが悩みを相談できる窓口案内の設置。また、講演会、研修、啓発冊子の作成や街頭キャンペーンを行ってはどうでしょうかということ。

富士宮ですけれど、「お父さん、眠れていますか？」というそういったキャンペーンをやって、それがきっかけで病院へ行ってうつ病が発覚をしたというようなそういった例があります。そういった意識を持ってもらうということが大事ではないかなというふうに思いますが、その点についてどうでしょうか。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは3点目なんですけど、自殺対策・うつ病対策には、幼年期からの対策が重要であるということで、小・中学校の児童・生徒には、自他の生命を尊重する心を育てる道徳教育を行っております。感性をはぐくみ、命の大切さを学ばせる体験活動等の推進にも取り組んでおります。

また、成人に対しましては、来年度より県自殺予防緊急対策事業を活用いたしまして、市保健事業において問診、健診結果説明会時、そういった折にパンフレットを配布していきたいというふう

に考えております。心身の健康を維持、増進する支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

今後も関係機関と連携して啓発に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡洋子君。

○4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

最後の質問です。心拍変動リアルタイム解析プログラムの活用ということで、静岡の済生会総合病院精神科部長の榛葉俊一先生が、医療機器メーカーとの共同開発したプログラムで、心電図の検査と同様の要領で、コンピューターを使って自立神経の交感神経（がんばる、アクセル）と副交感神経（休ませる、ブレーキ）を簡単に計測をして分析できる画期的なものであります。要は、その人のストレス度や疲労度を測定でき、その度合いがわかる。先生は、診療の現場でこのプログラムを応用し、薬剤の種類や量を適切に判断する服薬効果判定も行っています。

これまでうつ病の診断基準は、DMS-4という米国精神医学会の基準が使われてきました。しかし、問診には限界があり、検査でわかる心の物差しが必要と強調してみえます。

このシステムを健康診断に加えたら、うつ病の早期発見、自殺を未然に予防することができます。今後、研究、調査した上で活用できないでしょうか。まだこれからというものですが、ここにパッドを張りまして、ずっと周波数が出てくるというものです。時間が来ました。その点についてどうでしょうか。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野 明君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

御質問の心拍変動リアルタイム解析プログラムということでございます。

健康診断の補助的役割として、疲労度ですとかストレス度などが容易に測定できると言われております。

この検査を導入いたしましても、あくまで傾向とか基準がわかるのみでございます。正確な診断名をつける上での補助的役割にすぎないということでございます。また、専門的な検査につきましては、専門医の確保も大変難しいという状況がございます。健康診査において導入するには、専門医の確保の問題もございまして、なかなか考えにくいなというふうに思います。

今後におきましても、市民が気軽に相談ができるよう、これまでも実施しています相談事業を着実に進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○4番（船渡洋子君）

時間が過ぎましたので、ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

12月16日金曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午前10時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

